



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年5月21日（木）
問い合わせ先：環境創造政策課
課長：横山
担当：畷田
電話：829-1324
内線：3118

電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）導入の市民・事業者に経費の一部を補助、5月25日から受付開始

本市では、持続可能な低炭素社会の実現を図ることを目的に、電気自動車（EV）等の普及施策「E-KIZUNA Project」を推進しております。

このたび、プロジェクトの基本方針の1つである「需要創出とインセンティブの付与」の一環として、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）を導入する市民又は事業者に対し、経費の一部を補助する「さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金」の申請受付を下記のとおり開始することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 受付開始日時・場所

【日時】令和2年5月25日（月） 午前9時から

【場所】さいたま市役所本庁舎7階

環境局 環境共生部 環境創造政策課

電話：048-829-1324 FAX：048-829-1991

※郵送による申請も受け付けております。

2 補助対象者

- ① 市内に住所を有する個人（市民）
- ② 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者（事業者）
- ③ 市民又は事業者へ補助対象車両のリースを行うリース事業者

3 補助対象車両

- ① 四輪車以上のEVで、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、EV用急速充電器の利用が可能なもの
- ② 四輪車以上の燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの



4 補助金額

1台当たりの補助金交付上限額は、下表のとおりです。

補助対象車両	補助金交付上限額 (1台当たり)
電気自動車	5万円
燃料電池自動車	50万円

5 補助予定台数

電気自動車 50台

燃料電池自動車 8台

(予算額に達した場合にはその時点で終了となります。)

6 申請様式等

市公式ホームページのEV情報サイト (E-KIZUNA.net) から、申請要領・申請様式・補助金要綱のダウンロードが可能です。

<https://www.city.saitama.jp/001/009/004/001/004/p065260.html>

